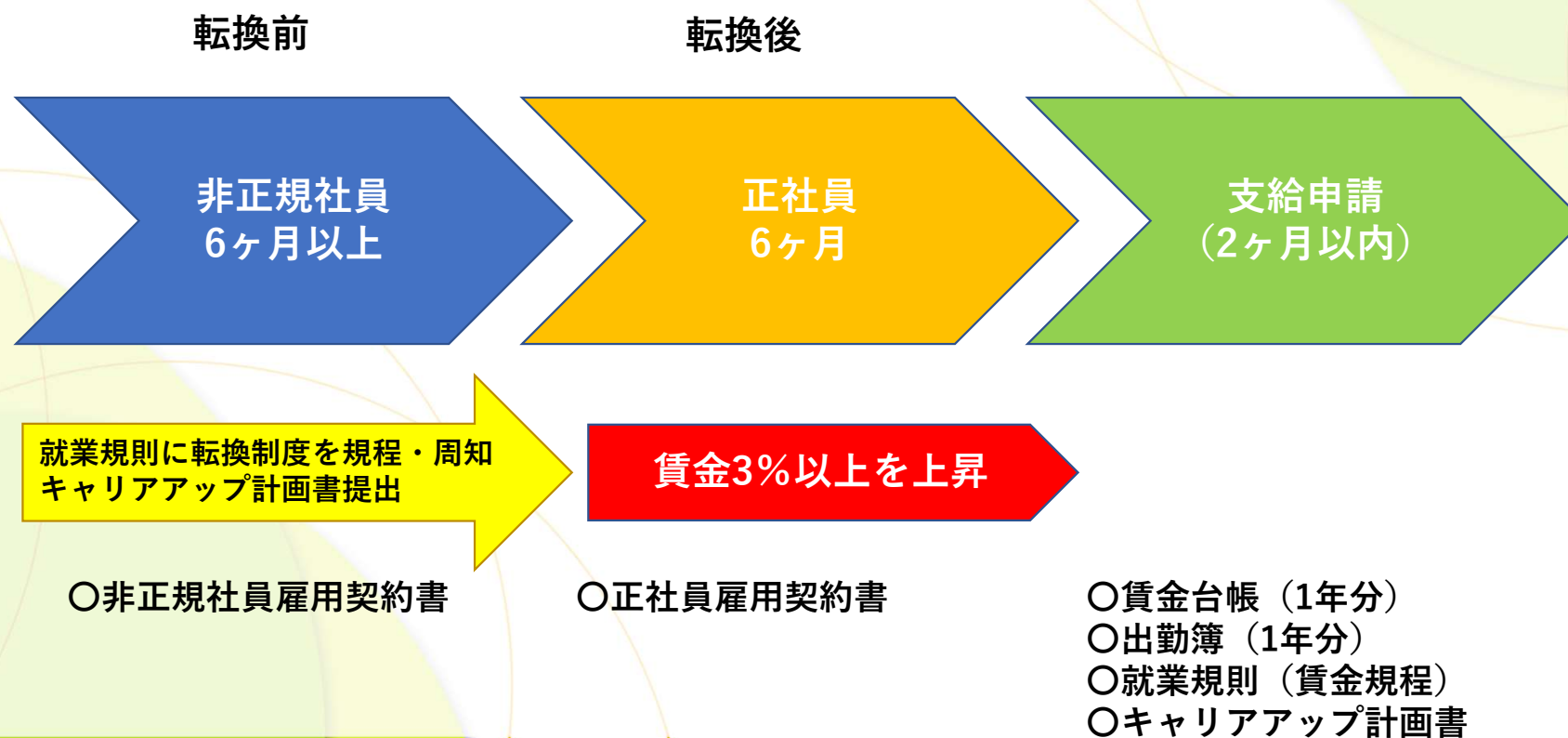


①-1 キャリアアップ助成金 正社員化コース

- ✓ 非正規社員として**6か月以上**雇用した社員を正社員へ転換し、**6か月以上**経過した場合に申請
- ✓ 転換までに就業規則に転換制度の記載および周知、**キャリアアップ計画書**の提出が必要
- ✓ 正社員転換後、賃金上昇が必要
(転換前と比較して**3%以上**)
- ✓ 助成額は一人当たり**57万円**
- ✓ 一年度支給申請上限**20名**

①-2 キャリアアップ助成金 正社員化コース



①-3 キャリアアップ助成金 正社員化コース

【注意点】

- ✓ 入社時に非正規社員として入社することを本人に伝えているか
- ✓ 出勤簿（タイムカード）は必ず打刻
- ✓ 3%賃金上昇要件は、賞与は含めない
- ✓ 解雇を行うと申請が出来ない
- ✓ 残業代をきちんと計算しているか（固定残業は要注意）

①-4 キャリアアップ助成金 正社員化コース

【R4.10.1転換時からの変更点】

- ✓ 正社員に「賞与または退職金」かつ「昇給」制度が適用
- ✓ 非正規社員の雇用期間の記載
- ✓ 正社員の試用期間は正社員に転換したとみなされない
- ✓ 非正規社員の賃金の額または計算方法が、「正社員と異なる雇用区分の就業規則」の適用を受けている

①-5 キャリアアップ助成金 正社員化コース

【R4.10.1転換時からの変更点】

〈支給対象とならないケース〉

例① 正社員に対して、会社が必要と判断した場合には、賃金の昇給を行う。

例② 就業規則にて、非正規社員の賃金については個別の雇用契約書で定める



正社員に転換する時点ではなく、非正規社員を雇用する段階で、就業規則や賃金規程の作成、見直しが必要。